

國士館大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

一般選考・学内選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	民事手続法A	不可

X がほか2名と共に故意に交通事故を作出して保険金を詐取したことを理由に、保険会社が X を被告として不法行為に基づく損害賠償を求めて訴えを提起した（本案訴訟）。この本案訴訟において、X が、上記保険金詐欺等に係る被疑事件の共犯者2名の司法警察員および検察官に対する供述調書で、X を被告人とする被告事件（刑事案件）の公判に提出されなかったものについて、これを保管する検察官 Y を相手方として、民訴法 220 条 2 号または 3 号に基づく文書提出命令の申立てをした。民訴法 220 条 4 号亦所定の刑事訴訟関係文書のうち、公判に提出されなかった書類について、同条 3 号に基づく文書提出命令が認められるかについて論述しなさい。

【参考条文】

- 民事訴訟法第二二〇条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。
二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

刑事訴訟法第四七条〔訴訟書類の公開禁止〕 訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。